

第 4 1 号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承の
もと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を</p>

含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。**第5項第1号において同じ。**)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、**前項の規定にかかわらず**、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第36条第1項において同じ。)の規定の適

含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第36条第1項において同じ。)の規定の適

用を受けているものについて、同法**第75条の2第9項**（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法**第75条の2第9項**の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定**により**法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条の2第3項及び第36条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条の2第3項及び第36条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第36条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第36条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第36条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第34条の2 法人の市民税の納税義務者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合**には**、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書**により**納付しなければならない。

適用を受けているものについて、同法**第75条の2第7項**（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法**第75条の2第7項**の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定**によつて**法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条の2第3項及び第36条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条の2第3項及び第36条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第36条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第36条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第36条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第34条の2 法人の市民税の納税義務者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合**においては**、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書**によつて**納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。**第4項第1号において同じ。**）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、**納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）**があつたとき（**当該増額更正**に係る市民税について**法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項**に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該**増額更正があつた**ときに限る。）は、当該**増額更正**により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、**前項の規定にかかわらず**、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人**についてされた当該増額更正により納付すべき**市民税又は令**第48条の15の5第4項**に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該**増額更正**の通知をした日（**法人税に係る**

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、**法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）**の提出があつたとき（**当該修正申告書**に係る市民税について**同条第1項、第2項、第4項又は第19項**に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該**修正申告書が提出された**ときに限る。）は、当該**修正申告書の提出**により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人**が提出した修正申告書に係る**市民税又は令**第48条の15の5第3項**に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該**修正申告書に係る更正**の通知をした日**ま**

修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日までの期間

(施行規則 第 1 5 条の 3 第 3 項の規定による補正の方法の申出)

第 4 4 条の 2 施行規則 第 1 5 条の 3 第 3 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合

(4) (略)

2・3 (略)

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 1 0 条の 2 (略)

2～4 (略)

5 法附則 第 1 5 条第 3 2 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則 第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則 第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

8 法附則 第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

9 法附則 第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

1 0 法附則 第 1 5 条第 3 7 項の規定による条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 1 (略)

での期間

(施行規則 第 1 5 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出)

第 4 4 条の 2 施行規則 第 1 5 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合

(4) (略)

2・3 (略)

附 則

(法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 1 0 条の 2 (略)

2～4 (略)

5 法附則 第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

6 法附則 第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

7 法附則 第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

8 法附則 第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

9 法附則 第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

1 0 法附則 第 1 5 条第 3 9 項の規定による条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 1 法附則第 1 5 条第 4 0 項の規定による条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

1 2 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第3項**に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則**附則第7条第4項各号**に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定による登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第21項第1号口**に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第24項において準用する**同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第2項**に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則**附則第7条第3項各号**に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定による登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令**附則第12条第21項第2号**に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)~(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令**附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される**同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に

係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第26項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令**附則第12条第30項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第31項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第10項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第38項**に規定する補助金等

(6) (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**施行規則附則第7条第14項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第

係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令**附則第12条第24項**に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第8項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令**附則第12条第28項**に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令**附則第12条第29項**に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第9項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令**附則第12条第36項**に規定する補助金等

(6) (略)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に**施行規則附則第7条第11項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第

1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第 1 2 条第 2 6 項 に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則 附則第 7 条第 1 4 項 に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 1 (略)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 1 8 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 6 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 6 6 条及び第 6 7 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 1 0 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第 1 2 条第 2 4 項 に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則 附則第 7 条第 1 1 項 に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 1 (略)

第 1 8 条の 2 削除

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法**附則第34条の2第1項**に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を**除く。次項**において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、**前条第1項**の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に**応じ**、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第10項**の規定に該当することとなる**ときは**、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法**附則第34条の2第4項**に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を**除く。以下この条**において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、**同項**の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に**応じ**当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第9項**の規定に該当することとなる**場合は**、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第34条第3項及び第5項並びに第34条の2第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第34条第3項又は第34条の2第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次条第2項において「改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを八王子市市税賦課徴収条例第63条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（八王子市市税賦課徴収条例第66条及び第67条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。